第52回定時株主総会招集ご通知 添付書類

第 52 期　報告書

2020年４月１日から2021年３月31日まで

目　次

事業報告…… 1
連結計算書類
　連結貸借対照表…… 17
　連結損益計算書…… 18
計算書類
　貸借対照表…… 19
　損益計算書…… 20
連結計算書類に係る会計監査報告…… 21
計算書類に係る会計監査報告…… 23
監査役会の監査報告…… 25

「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の新株予約権等に関する事項」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。

当社ウェブサイト https://www.nsd.co.jp/ir/oshirase.html

株式会社NSD
証券コード 9759

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

【環境認識】

当年度における我が国経済につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費・企業収益の低迷や雇用情勢の悪化が続き、景気は依然として厳しい状況が続いています。足下では、国内でもワクチン接種が開始され、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた期待を背景に景気が回復していくことも予想されますが、変異ウイルスによる感染が拡大しており、収束の兆しはみえていません。

情報サービス産業におきましては、競争力強化等を目的とするDX（デジタルトランスフォーメーション）関連のニーズは底堅く推移しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による事業活動への制約等から厳しい事業環境が続きました。また、感染拡大によるシステム構築案件の進捗の遅れや、業績悪化に伴うIT投資の縮小・延期が一部でみられるなど、先行き不透明な状況が続いています。

【当年度の取り組み】

このような中、当社グループは社員の健康と安全を確保しつつ生産性を維持するため、テレワークやウェブ会議等を積極的に活用し、顧客先対応業務を含む事業活動の継続・拡大に注力しました。併せて、中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）において、AI等の新技術を活用したシステム開発事業とソリューション事業を、当社グループの持続的成長のための注力事業（新コア事業）と位置付け、これらの事業の強化に取り組みました。

また、感染が拡大する中、社員をはじめとするステークホルダーの健康・安全を確保することが最重要課題と認識し、テレワーク環境の整備・強化、時差出勤の徹底、サテライトオフィスの設置（首都圏4ヵ所）、PCR検査キットの社員等への配布等、様々な感染防止対策を実施しました。併せて、感染の拡大状況に応じた役職員の行動基準を設定し、出社頻度や対面営業・出張を制限すること等を通じて、感染防止を徹底しております。

【当年度の実績】

以上の取り組みの結果、当年度の業績は、以下のとおり増収・増益となりました。

項　目	前年度 (百万円)	当年度 (百万円)	前年度比	
			(百万円)	(%)
売上高	65,063	66,184	1,120	1.7
（うち新コア事業売上高）	8,541	9,025	483	5.7
営業利益	9,545	9,842	297	3.1
経常利益	9,661	9,955	293	3.0
親会社株主に帰属する当期純利益	6,314	6,373	59	0.9

（注）新コア事業とは、システム開発事業のうち新技術を活用した開発、及びソリューション事業をいいます。

売上高につきましては、コロナ禍における対面営業の制限等から、厳しい事業環境が続きましたが、主力のシステム開発事業においては、既存のお客様を中心にテレワークやウェブ会議等を積極的に活用し、お客様のニーズを受注に結びつけることができた結果、前年度比1.7%増収の66,184百万円となりました。

営業利益につきましては、増収に伴う増益やコロナ禍での活動自粛に伴う販売管理費の減少等から、前年度比3.1%増益の9,842百万円となり、経常利益は3.0%増益の9,955百万円となりました。

特別損失に、賃貸不動産の売却等に伴う減損損失275百万円、及びテレワーク環境の整備費用等の新型コロナウイルス感染症関連損失159百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比0.9%増益の6,373百万円となりました。

また、中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）では、最終年度である当年度の目標として、売上高700億円、新コア事業売上高120億円、営業利益率13%以上、及びROE12%以上を掲げておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、売上高及び新コア事業売上高は未達となりました。しかしながら、計画期間の3年間で営業利益は26.2%（年平均8.1%）成長したほか、最終年度の営業利益率は14.9%、ROEは13.7%と目標を大きく上回るなど、収益力強化・収益性向上については着実に進みました。

【セグメント別の実績】

セグメント別の実績は、以下のとおりとなりました。

(売上高)

項　目		前年度 (百万円)	当年度 (百万円)	前年度比	
				(百万円)	(%)
システム開発事業	金融ＩＴ	20,560	20,790	230	1.1
	産業・社会基盤ＩＴ	29,880	30,339	459	1.5
	ＩＴインフラ	7,730	8,052	322	4.2
ソリューション事業		7,134	7,098	△35	△0.5
調整額		△241	△97	144	59.7
合　計		65,063	66,184	1,120	1.7

(営業利益)

項　目		前年度 (百万円)	当年度 (百万円)	前年度比	
				(百万円)	(%)
システム開発事業	金融ＩＴ	3,398	3,597	199	5.9
	産業・社会基盤ＩＴ	4,750	4,694	△56	△1.2
	ＩＴインフラ	1,117	1,166	49	4.4
ソリューション事業		494	572	78	15.8
調整額		△215	△188	27	12.6
合　計		9,545	9,842	297	3.1

(注) 1. セグメント間の内部取引を含んだ計数を記載しております。

2. 調整額とは、セグメント間取引消去額及び全社費用（セグメントに帰属しない一般管理費等）をいいます。

＜システム開発事業（金融ＩＴ）＞

金融向けソフトウエア開発事業につきましては、大手銀行においてプロジェクトの収束やコロナ禍の影響によるプロジェクトの延伸等はありましたが、保険会社におけるシステム再構築等が引き続き堅調に推移し、売上高は前年度比1.1％増収の20,790百万円、営業利益は5.9％増益の3,597百万円となりました。

＜システム開発事業（産業・社会基盤ＩＴ）＞

産業・社会基盤向けソフトウエア開発事業につきましては、コロナ禍の影響から一部の業種でプロジェクトの縮小・延期等もありましたが、通信業や製造業からの受注が堅調に伸長したこと等から、売上高は前年度比1.5％増収の30,339百万円となりました。一方、営業利益につきましては、運輸業や電気・ガス・水道業で利益率が低下したことから、1.2％減益の4,694百万円となりました。

＜システム開発事業（ＩＴインフラ）＞

ＩＴインフラ事業につきましては、官公庁向けテレワーク支援システムの構築案件や、金融機関及び公共機関向けクラウド案件等、システムの構築案件が引き続き順調に推移したこと等から、売上高は前年度比4.2％増収の8,052百万円、営業利益は4.4％増益の1,166百万円となりました。

＜ソリューション事業＞

ソリューション事業につきましては、株主優待サービスやセキュリティ製品の販売では減収となりましたが、ヒューマンリソース・ソリューションやギガスクール関連製品の販売が伸長した結果、売上高は前年度比ほぼ横ばいの7,098百万円となりました。また、営業利益につきましては、前年度の不採算案件の影響がなくなったことや販売管理費の減少等から、15.8％増益の572百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

① 新型コロナウイルス感染症への対応

当社では、事業継続計画書等に沿って、安全と健康を第一に考え、社員及びその家族、ビジネスパートナー等の感染予防策と感染拡大防止策の実施を徹底しております。具体的には、テレワークの実施、サテライトオフィスの設置、ウェブ会議等の活用、それでも出社が必要な場合にはオフピーク通勤の時間帯を拡大して利用したうえで、執務室・会議室にはアクリル板衝立を設置し飛沫による感染防止を図っております。

併せて、感染の拡大状況に応じた役職員の行動基準を設定し、出社頻度や対面営業・出張を制限すること等を通じて、感染防止を徹底しております。

② 事業構造の転換

当社がこれまで培ってきたシステム開発をさらに拡充・発展させる一方、AIやIoT等の新技術・DX関連やヘルスケアIT、ヒューマンリソースIT等を含めた独自性の高いソリューションの提供を柱とする新コア事業を強化し、複数の強力な収益の柱を構築すべく、事業構造の転換に取り組んでおります。

③ より一層の品質向上と生産性向上

お客様のシステムに対する信頼性・専門性の要求が高まる中、お客様にご満足いただける品質のシステムを提供していくための取り組みを継続的に行っております。

具体的には、品質サポート部による「プロジェクト管理」をより一層徹底するとともに、当社標準プロセスの継続的な整備、改良を含めた「プロセス改善活動の徹底」などにより、組織的な品質向上・生産性向上に取り組んでおります。

④ 人材育成

人材が当社の最大の財産であり、注力する新技術・DX関連への対応に不可欠な先端技術スキルをはじめ、プロジェクトマネジメント力の向上や、より高度な技術スキル・ビジネススキルの向上など、常に研修等の充実を図り優秀な人材の育成を積極的に推進しております。また、新技術・DX関連領域等での協業・共創案件へ積極的に適材を投入することにより自律的人材を育成してまいります。

⑤ リスクマネジメントの強化

地震などの自然災害に伴うリスク、情報セキュリティや知的財産権に関するリスク、システム開発に伴うリスク、新規事業の立ち上げに伴うリスク、グローバル展開に伴うリスクなど、事業に関するさまざまなリスクの中から、リスク・マネジメント委員会は、当社全体で優先的に対処すべき重要なリスクを選定し重点的にリスク管理を行っております。また、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスクなどの重要なリスクにつきましては、リスク・マネジメント委員会の下に設けた各委員会による機動的な活動によりコンプライアンス、情報セキュリティの強化を図っております。

⑥ 健康経営への取り組み

当社の健康経営への取り組みは代表取締役社長を最高責任者、人事担当役員を施策の企画・実行のトップとし、人事部が、ヘルスケア事業部・NSD健康保険組合と連携して推進しております。

当社は経営の基本方針に基づき、社員に健全で働きやすい環境を提供することが結果として、優秀な人材の確保、社員一人ひとりの生産性向上等による経営基盤の強化に繋がると考え、長時間残業の低減、有給休暇取得の促進、オフピーク通勤、テレワーク、サテライトオフィスの設置、勤務間インターバルの導入、子育て支援等を中心とした健康経営に積極的に取り組んでいます。

また、社員の健康が重要な経営資源であると認識し、当社が提供するサービスのひとつである遠隔健康支援サービス「CAReNA(カレナ)」を社員の健康増進に活用しております。

なお、当社は健康経営優良法人2021（大規模法人部門）に認定されました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 49 期 (2018年３月期)	第 50 期 (2019年３月期)	第 51 期 (2020年３月期)	第 52 期 (2021年３月期)
売　上　高 (千円)	57,704,891	61,573,286	65,063,982	66,184,347
営　業　利　益 (千円)	7,799,415	8,492,440	9,545,414	9,842,836
経　常　利　益 (千円)	8,119,924	8,756,144	9,661,931	9,955,804
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	5,368,952	5,817,114	6,314,361	6,373,568
１株当たり当期純利益 (円)	63.38	69.65	78.21	80.10
総　資　産 (千円)	54,046,484	55,878,117	53,885,806	59,458,200
純　資　産 (千円)	46,013,375	47,345,798	44,978,740	49,173,384
１株当たり純資産 (円)	537.08	566.36	557.46	613.71
自己資本比率 (%)	83.9	83.9	82.5	81.8
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	12.1	12.6	13.8	13.7
営業利益率 (%)	13.5	13.8	14.7	14.9
１株当たり配当額 (円)	26	30	32(46)	42
配　当　性　向 (%)	41.0	43.1	40.9(58.8)	52.4

(注) 1. 第51期に不動産賃貸事業から撤退したため、不動産関連の収益・費用は営業外収益・営業外費用に計上しております。これに伴い、第50期以前の「売上高」及び「営業利益率」につきましても、変更後の計上方法による数値を記載しております。

2. 2020年１月１日付で１株を２株とする株式分割を実施しております。これに伴い、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」は、分割後の株式数を基準に、自己株式を控除した株式数により算定しております。また、「１株当たり配当額」は、分割後の株式数を基準とした金額を記載しております。

3. 第51期の(　)内は、創立50周年記念配当を含む１株当たり配当額または配当性向を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ＮＳＤ先端技術研究所	100百万円	55.0%	AI、IoT等の先端技術を活用したソリューションの調査研究・開発
株 式 会 社 ス テ ラ ス	25百万円	100.0%	ヒューマンリソース関連ソリューション事業、営業倉庫関連ソリューション事業
株 式 会 社 Ｆ Ｓ Ｋ	16百万円	82.2%	システム開発事業、ソリューション事業、アウトソーシング事業
NSD International, Inc.	2,956百万円 (27.7百万ドル)	100.0%	米国日系企業向けシステム開発事業・ソリューション事業
成都仁本新動科技有限公司	33百万円 (2百万人民元)	70.0%	システム開発事業（オフショア開発)、中国日系企業向けシステム開発事業
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	100百万円	100.0%	株主優待関連ソリューション事業、個人株主向けＩＲのコンサルティング

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
システム開発事業	ソフトウエア開発、システムインテグレーション、システムコンサルティング
ソリューション事業	システムを活用したサービスの提供、システムプロダクトの販売

(6) 主要な事業所

当社	本社	東京都	千代田区
	大阪支社	大阪府大阪市	北区
	名古屋支社	愛知県名古屋市	西区
	福岡支社	福岡県福岡市	博多区
株式会社NSD先端技術研究所	本社	東京都	千代田区
株式会社ステラス	本社	東京都	千代田区
株式会社FSK	本社	福島県	いわき市
NSD International, Inc.	本社	アメリカ合衆国	ニューヨーク州 ホワイトプレーンズ
成都仁本新動科技有限公司	本社	中華人民共和国	成都市
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	本社	東京都	千代田区

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
3,522名	55名増

(注) 上記従業員数には、グループ外から当社グループへの出向者を含み、従業員兼務役員及び当社グループからグループ外への出向者を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,080名	29名増	39.1歳	14.8年

(注) 上記従業員数には、社外から当社への出向者を含み、従業員兼務役員及び当社から社外への出向者を含んでおりません。

(8) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はございません。

(10) 設備投資等の状況

当年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、689百万円であります。なお、所要資金は自己資金を充当いたしました。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　200,000,000株

（2）発行済株式の総数　92,344,320株

（3）株主数　20,975名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行	7,790千株	9.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,803	7.32
IPC株式会社	5,762	7.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人:香港上海銀行東京支店)	4,180	5.27
野村信託銀行株式会社	3,965	5.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,936	3.70
有限会社KDアソシエイツ	2,800	3.53
JP MORGAN CHASE BANK (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,666	3.36
NSD従業員持株会	2,324	2.93
NORTHERN TRUST CO. (常任代理人:香港上海銀行東京支店)	2,105	2.65

（注）1．千株未満は切り捨てて表示しております。
2．持株比率は自己株式（13,135,792株）を控除して算出し、小数点以下３桁目を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、取締役会の決議により以下のとおり自己株式を取得いたしました。

第１回

取得期間	：	2020年10月30日～2020年11月27日
取得した株式の総数	：	255,300株
株式の取得価額の総額	：	499,808,600円

第２回

取得期間	：	2021年２月１日～2021年３月３日
取得した株式の総数	：	250,000株
株式の取得価額の総額	：	489,193,400円

（注）１．第１回につきましては、2020年10月29日開催の取締役会決議（取得期間：2020年10月30日～2020年11月30日、取得しうる株式の総数：280千株（上限)、株式の取得価額の総額：５億円（上限））による自己株式取得です。

２．第２回につきましては、2021年１月29日開催の取締役会決議（取得期間：2021年２月１日～2021年３月５日、取得しうる株式の総数：250千株（上限)、株式の取得価額の総額：５億円（上限））による自己株式取得です。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の過年度の職務執行状況、監査計画と実績の差異等を確認し、当事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけ、総還元性向70%以上を基本方針として、配当及び自己株式の取得を積極的に実施しています。このうち、配当につきましては、親会社株主に帰属する連結当期純利益の50%以上を、また自己株式の取得につきましては、同20%以上を基本方針としています。

また、成長力を強化し企業価値の増大を図るために、利益の一部を留保し、既存事業の一層の強化や新事業・新技術領域等での新たな成長機会追求のための投資、M&A・アライアンス構築の資金などへ充当してまいります。

当年度の１株当たり配当金につきましては、業績など総合的に検討しました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により期末配当金を前期末の32円から10円増配し、年間42円とさせていただきました。

次年度の1株当たり配当金につきましては、基本方針及び次年度業績予想を勘案し、期末配当金を3円増配し、年間45円を予定しております。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス体制

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営理念」・「経営の基本方針」に基づき、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化、及び適時・適切な情報開示などを通じて、株主・投資家の皆様等の信任を得ることであります。確固たるコーポレート・ガバナンス体制は、適正な利益を確保し継続的な企業価値の増大を図る基盤であると考えております。

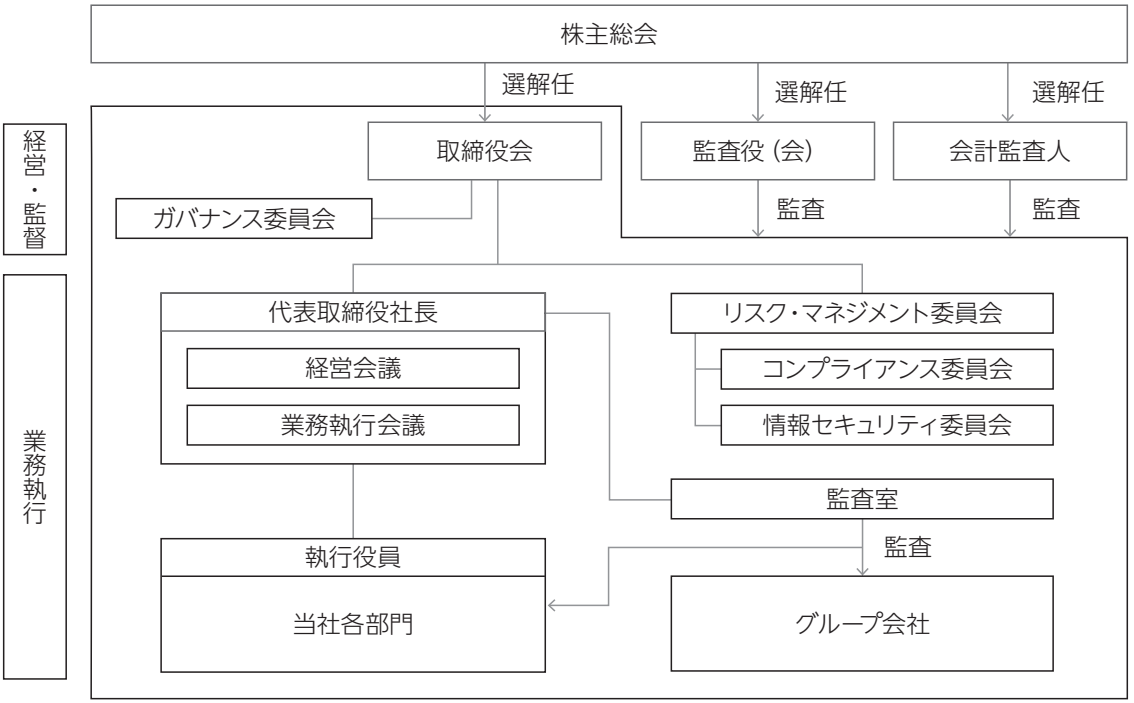
(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

① 体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関としては、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、その他、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会、代表取締役社長の審議機関として経営会議及び業務執行会議、ならびに取締役会の下部組織としてリスク・マネジメント委員会等の各種委員会を設置しております。また、取締役会の意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、機動的な業務執行を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。

この体制は、当社グループの事業領域が多岐にわたらないこと、及び事業規模に相応しい実効的かつ効率的なガバナンス機構を構築することの各観点から採用するものであり、監査役の機能に併せて社外取締役を複数登用することで、経営に対する監督機能の強化・充実を図っております。

企業統治の体制図



② 取締役会

取締役会は、社外取締役３名を含む取締役６名で構成しております。取締役会は原則として月１回以上開催し、経営や業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、取締役会へは、監査役３名が出席し、意思決定や職務執行状況の適法性等を確認しております。

③ 監査役（会）

監査役は、常勤監査役１名及び社外監査役２名を選任し、取締役会その他重要な会議への出席や業務・財産の調査等を通じて、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況を監査しております。

監査役会は、監査方針及び各監査役の職務分担を決定し、各監査役の監査結果を協議するために定期的に開催しております。

④ ガバナンス委員会

取締役会の意思決定における公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問委員会としてガバナンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、社長及び社外取締役３名の合計４名で構成し、取締役・監査役の選解任や取締役報酬の体系等について審議のうえ、取締役会に助言・提言を行うほか、取締役会から委任された事項を決定しております。

⑤ 経営会議・業務執行会議

代表取締役社長の審議機関として経営会議及び業務執行会議を設置しております。

経営会議は、議長を代表取締役社長とし、取締役６名（社外取締役３名を含む）及び常勤監査役１名の合計７名で構成し、経営計画、経営戦略等の経営に関する重要事項を審議・報告するため、原則として月１回以上開催しております。

業務執行会議は、議長を代表取締役社長とし、取締役６名（社外取締役３名を含む)、常勤監査役１名及び役付執行役員４名の合計11名で構成し、予算の策定及び執行状況等の業務執行に関する重要事項を審議・報告するため、原則として月１回開催しております。

⑥ 各種委員会

当社の全社的リスク管理を遂行するために、取締役会の下にリスク・マネジメント委員会を設置するとともに、同委員会の下部組織として、コンプライアンス委員会及び情報セキュリティ委員会を設置しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**44,068,125**	**流動負債**	**8,823,428**
現金及び預金	29,086,570	買掛金	2,981,810
受取手形及び売掛金	13,255,540	未払法人税等	2,270,587
リース債権及びリース投資資産	103,453	賞与引当金	488,998
有価証券	1,000,000	株主優待引当金	72,068
商品及び製品	182,702	製品保証引当金	8,250
原材料及び貯蔵品	20,990	その他	3,001,714
その他	447,772	**固定負債**	**1,461,388**
貸倒引当金	△28,904	退職給付に係る負債	1,190,843
固定資産	**15,390,075**	その他	270,544
有形固定資産	**1,134,011**	**負債合計**	**10,284,816**
建物及び構築物	598,354	**純資産の部**	
土地	211,992	**株主資本**	**48,126,955**
その他	323,664	**資本金**	**7,205,864**
無形固定資産	**2,272,064**	**資本剰余金**	**6,802,555**
ソフトウエア	714,007	**利益剰余金**	**47,207,591**
のれん	1,483,660	**自己株式**	**△13,089,056**
その他	74,396	**その他の包括利益累計額**	**484,324**
投資その他の資産	**11,983,998**	その他有価証券評価差額金	542,911
投資有価証券	5,780,395	土地再評価差額金	△9,183
退職給付に係る資産	4,095,083	為替換算調整勘定	240,126
繰延税金資産	123,098	退職給付に係る調整累計額	△289,529
投資不動産	794,677	**非支配株主持分**	**562,105**
その他	1,191,535	**純資産合計**	**49,173,384**
貸倒引当金	△791		
資産合計	**59,458,200**	**負債純資産合計**	**59,458,200**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**66,184,347**
売上原価		52,145,616
売上総利益		**14,038,730**
販売費及び一般管理費		4,195,894
営業利益		**9,842,836**
営業外収益		
受取利息	3,909	
受取配当金	28,251	
保険配当金	74,717	
受取家賃	48,960	
その他	65,128	220,965
営業外費用		
支払利息	12,701	
持分法による投資損失	18,764	
賃貸原価	40,969	
事務所移転費用	19,570	
その他	15,992	107,997
経常利益		**9,955,804**
特別利益		
固定資産売却益	245	245
特別損失		
減損損失	275,245	
新型コロナウイルス感染症関連損失	159,517	
その他	40,848	475,611
税金等調整前当期純利益		**9,480,438**
法人税、住民税及び事業税	3,246,570	
法人税等調整額	△182,838	3,063,732
当期純利益		**6,416,706**
非支配株主に帰属する当期純利益		43,137
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,373,568**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**38,745,436**	**流動負債**	**7,820,174**
現金及び預金	25,735,371	買掛金	2,562,245
受取手形	8,631	未払金	806,163
売掛金	11,421,376	未払費用	60,417
有価証券	1,000,000	未払法人税等	2,118,272
商品及び製品	102,199	未払消費税等	687,588
原材料及び貯蔵品	10,119	前受金	233,296
前払費用	254,368	預り金	787,622
その他	237,193	賞与引当金	405,485
貸倒引当金	△23,824	株主優待引当金	72,068
固定資産	**18,910,272**	製品保証引当金	8,250
有形固定資産	**626,693**	その他	78,764
建物	384,659	**固定負債**	**1,097,489**
構築物	19,054	退職給付引当金	819,354
車両運搬具	12,171	繰延税金負債	176,414
工具器具及び備品	127,254	その他	101,720
土地	83,552	**負債合計**	**8,917,663**
無形固定資産	**322,555**	**純資産の部**	
ソフトウエア	289,290	**株主資本**	**48,232,329**
その他	33,264	**資本金**	**7,205,864**
投資その他の資産	**17,961,023**	**資本剰余金**	**6,892,215**
投資有価証券	1,909,724	資本準備金	6,892,184
関係会社株式	9,872,764	その他資本剰余金	30
関係会社出資金	29,242	**利益剰余金**	**47,223,305**
敷金及び保証金	789,820	利益準備金	419,999
入会金	168,509	その他利益剰余金	46,803,306
前払年金費用	4,259,015	別途積立金	15,280,000
投資不動産	794,677	繰越利益剰余金	31,523,306
その他	468,283	**自己株式**	**△13,089,056**
貸倒引当金	△331,013	**評価・換算差額等**	**505,715**
		その他有価証券評価差額金	514,899
		土地再評価差額金	△9,183
		純資産合計	**48,738,045**
資産合計	**57,655,709**	**負債純資産合計**	**57,655,709**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**59,396,933**
売上原価		47,327,948
売上総利益		**12,068,984**
販売費及び一般管理費		2,992,903
営業利益		**9,076,080**
営業外収益		
受取利息・配当金	554,235	
有価証券利息	2,749	
雑収入	172,265	729,250
営業外費用		
支払利息	8,278	
賃貸原価	40,969	
事務所移転費用	19,570	
関係会社貸倒引当金繰入額	19,197	
雑損失	13,995	102,010
経常利益		**9,703,320**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	36,427	
その他	1	36,428
特別損失		
減損損失	275,245	
新型コロナウイルス感染症関連損失	152,433	
その他	28,525	456,204
税引前当期純利益		**9,283,544**
法人税、住民税及び事業税	2,958,000	
法人税等調整額	△207,329	2,750,670
当期純利益		**6,532,874**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

株式会社NSD
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　哲　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　貝　塚　真　聡　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＮＳＤの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＮＳＤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

株式会社NSD
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　哲　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　貝　塚　真　聡　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＮＳＤの2020年４月１日から2021年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社NSD 監査役会

常勤監査役 近藤 潔 ㊞

監査役（社外監査役） 小田晉吾 ㊞

監査役（社外監査役） 橋爪規夫 ㊞

以 上

株式会社NSD